

組合員の皆様へ

令和2年度 被扶養者(家族)資格の確認調査の実施について

毎年、実施しております被扶養者資格確認調査については、マイナンバーを利用して実施させていただきます。

1. 被扶養者確認対象者

20歳以上の被扶養者(家族)(令和2年度中に20歳に達する者を含む)
ただし、次の方は除きます。

- ①令和2年4月1日以降に、新たに被扶養者に認定された方
- ②令和3年3月31日までに、後期高齢者医療制度に移行するなど、被扶養者の資格を喪失される方
- ③令和3年3月31日までに、資格を喪失される任意継続被保険者の被扶養者の方

2. 調査方法

※マイナンバーを利用し、収入等の情報を入手いたします。

- ・実施時期 令和2年6月から令和2年8月まで
- ・実施方法 健保組合が情報連携から収入等の情報を入手しますので
組合員様の事務手続きは、ございません。

※国のマイナンバー活用の政策により、健保組合は情報連携という機関を通じて、住所情報・給与収入等の情報を入手することが、許されております。

なお、確認調査については隔離された場所で行い、プライバシーポリシーに従い情報管理に十分留意いたします。

【確認調査の結果、年収が認定基準額を超えた方について】

令和2年10月1日付で、被扶養者より認定除外(削除)となります。
事業所の健保担当者様から被扶養者異動届を提出していただきます。

参考)認定基準額

60歳未満・・・年収 130万円未満

60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者
・・・年収 180万円未満

医療費適正化のため、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

静岡県自動車販売健康保険組合
電話 054-286-5295
担当 業務課 村上

